

令和3年度 港湾・空港における 発注者支援業務について

近畿地方整備局 港湾空港部

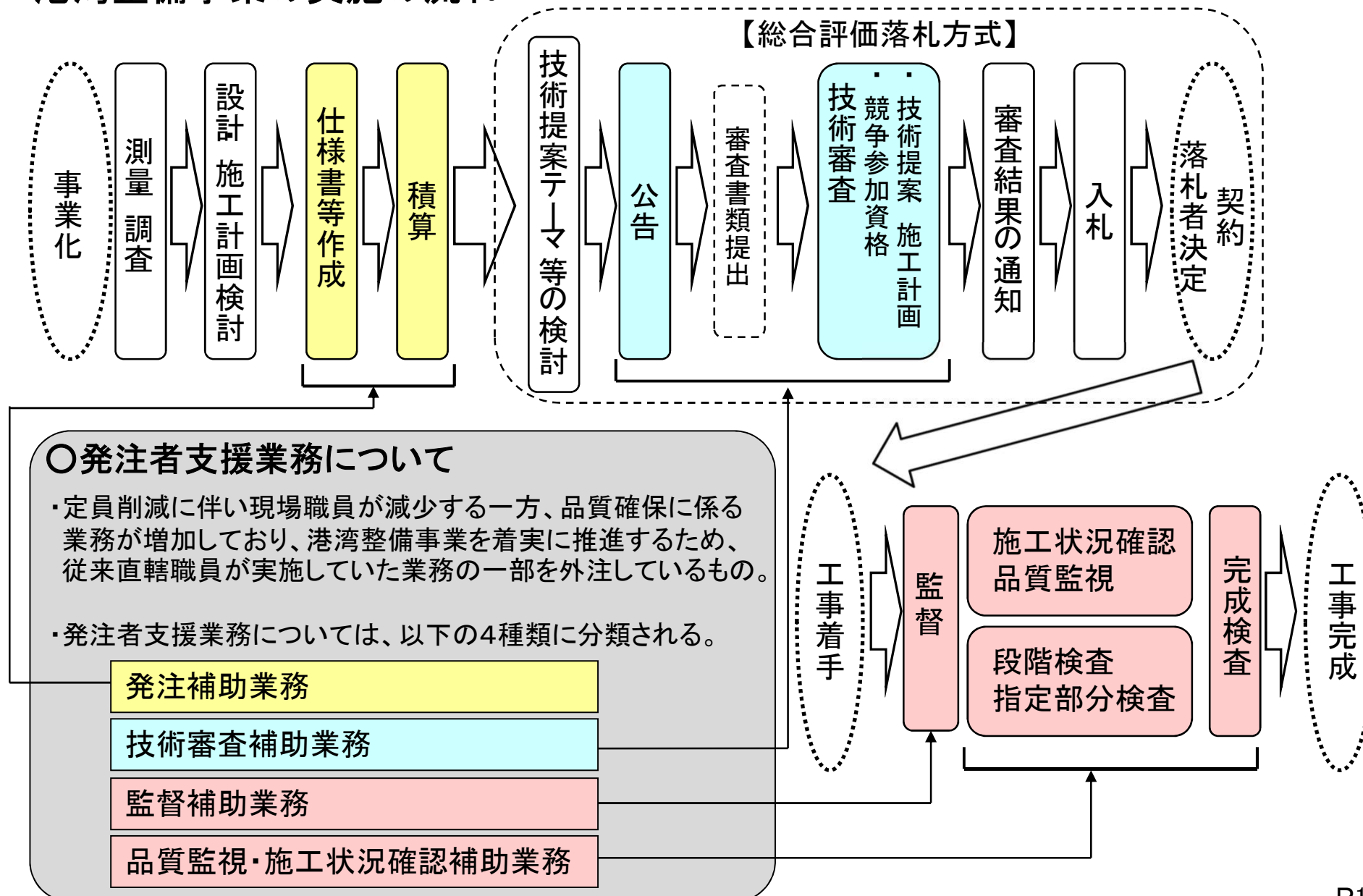
【留意事項】

この資料は情報の提供を目的としたものであり、実際の入札の実施手続等の詳細については、入札公告、入札説明書等によりご確認ください。

また、記載している内容は令和2年12月15日時点のものであり、今後変更することがありますので随時ご確認ください。

発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

港湾整備事業の実施の流れ



発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（設計資料等の作成）に必要な資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査。
- 発注図面、数量総括表（数量計算書）の作成。
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成。
- 積算システムへのデータの入力 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 工事発注資料（公告文、入札説明書、競争参加資格確認申請書等の提出書類）の案の作成
- 企業から提出された総合評価にかかわる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理。
- 総合評価にかかわる、各種委員会の基礎資料の作成等

＜監督補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 請負者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成 等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う検査(施工状況確認)等の業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

羽田空港D滑走路建設工事事例 ・365日、24時間施工、3交代



令和3年度 発注者支援業務の実施方針①

1. 「民間競争入札」の導入

令和2年度と同様に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づく民間競争入札（以下、「民間競争入札」と記載）により実施し、一部の案件について複数年度契約として実施する。

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」（事務局・総務省）による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※発注者支援業務の実施要項については、港湾局HP（公共調達制度：入札契約制度等：発注者支援業務http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html）にて公表中

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ① 公共サービス改革法第25条の第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされることとなる。
- ② 公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③ 次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス改革法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「公共サービス改革法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - ・正当な理由なく、「公共サービス改革法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、公共サービス改革法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の民間事業者(受託者)」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

令和3年度 発注者支援業務の実施方針③

地方整備局等が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間企業の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり取組みを行ってきたところ。

- (1) **一般競争入札(総合評価落札方式)で実施**〔H22年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・平成22年度より、全ての発注者支援業務について一般競争入札(総合評価落札方式)で実施
- (2) **設計共同体による競争参加の導入**〔H23年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より、設計共同体による競争参加を導入
- (3) **担当技術者評価の実施**〔H23年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度より、担当技術者の業務実績を評価
- (4) **履行確実性評価の導入**〔H24年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・調査基準価格が設定される業務においては、平成24年度より、総合評価項目において履行確実性を評価
- (5) **法に基づく民間競争入札(複数年度契約)の導入**〔H24年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・更なる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入
- (6) **資格要件の緩和**〔H29年度より継続〕【対象業務:全業務】
 - ・配置予定管理技術者の同種業務の実績については、これまでの港湾・空港の工事に関する発注者支援業務の実績に加えて、設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)を追加
 - ・配置予定管理技術者の類似業務の実績については、港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)へ拡大

令和3年度 発注者支援業務の実施方針④

(7)入札手続きの早期開始[R1年度より継続]

- 入札手続き期間の更なる確保のため、全発注案件について入札公告時期を12月下旬から開始

【対象業務:全業務】

(8)担当技術者評価の緩和、地域精通度評価の緩和[R2年度より継続]

- 担当技術者の業務実績評価について、申請された全ての担当技術者の業務実績のうち、上位1名の評価値を評価

【対象業務:全業務】

- 地域精通度の業務実績評価について、1位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における同種業務実績、2位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における類似業務実績へ拡大

【対象業務:監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

※当該整備局管外(隣接する整備局)とは

当該整備局	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	沖縄
当該整備局管外 (隣接する整備局)	・北海道 ・北陸 ・関東	・東北 ・北陸 ・中部	・東北 ・関東 ・中部 ・近畿	・関東 ・北陸 ・近畿	・北陸 ・中部 ・中国 ・四国	・近畿 ・四国 ・九州	・近畿 ・中国 ・九州	・中国 ・四国 ・沖縄	・東北	・九州

(9)業務実績要件の緩和、資格要件の緩和 [R3年度より新規]

- 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去15年」から「過去20年」に拡大

【対象業務:全業務】

- 1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

【対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務】

令和3年度 担当技術者の資格要件の緩和

○配置予定担当技術者の資格要件の緩和

(現行)

配置 予定 担当 技術 者の 資格 等	<p>配置予定担当技術者については、以下のいずれかの資格等を有するものとする。 なお、1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(監督補助業務と品質監視及び施工状況確認補助業務は除く)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
	<ul style="list-style-type: none"> ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
	<ul style="list-style-type: none"> ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
	<ul style="list-style-type: none"> ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者(I)又は公共工事事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者
	<ul style="list-style-type: none"> ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験(工事については、主任技術者として従事したのもも認める。)が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

(変更後)

配置 予定 担当 技術 者の 資格 等	<p>配置予定担当技術者については、以下のいずれかの資格等を有するものとする。 なお、1つの履行場所において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(監督補助業務と品質監視及び施工状況確認補助業務は除く)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・資格等については同じ

令和3年度 業務実績要件の緩和

○企業・配置予定管理技術者・配置予定担当技術者の業務実績要件の緩和

(現行)

■企業に関する業務実績の要件

平成18年4月1日以降に完了した以下に示す業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を、企業の入札参加要件として求める。

※【全業務 発注機関は問わない】

＜業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者及び担当技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

平成18年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を、配置予定管理技術者の入札参加要件として求めることとし、総合評価においては配置予定管理技術者及び担当技術者の業務実績として評価する。

＜同種業務＞港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)

＜類似業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)

(変更後)

■企業に関する業務実績の要件

平成13年4月1日以降に完了した以下に示す業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を、企業の入札参加要件として求める。

※【全業務 発注機関は問わない】

＜業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者及び担当技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

平成13年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を、配置予定管理技術者の入札参加要件として求めることとし、総合評価において配置予定管理技術者及び担当技術者の業務実績として評価する。

＜同種業務＞港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)

＜類似業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)

令和3年度 発注者支援業務の入札に参入するには①

■企業に関する業務実績の要件

下記の業務について、平成13年4月1日以降に完了した以下に示す業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。 ※【全業務 発注機関は問わない】

＜業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者に関する資格等の要件

配置予定管理技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

配置予定管理技術者は、平成13年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和2年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。

＜同種業務＞港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)

＜類似業務＞港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

同種業務：港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務（発注機関については問わない）、監理技術者として従事した港湾・空港の工事（工事を業務として認める）

類似業務：港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）



<同種業務の例>

例)〇〇港実施設計業務、〇〇港施設整備検討業務、〇〇空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

例)〇〇港防波堤外建設工事、〇〇空港エプロン改良工事等の工事において監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

<類似業務の例>

例)〇〇港事業評価検討業務、〇〇港静穏度解析業務、〇〇港現況測量業務、〇〇空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

■配置予定担当技術者に関する資格等の要件

配置予定担当技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

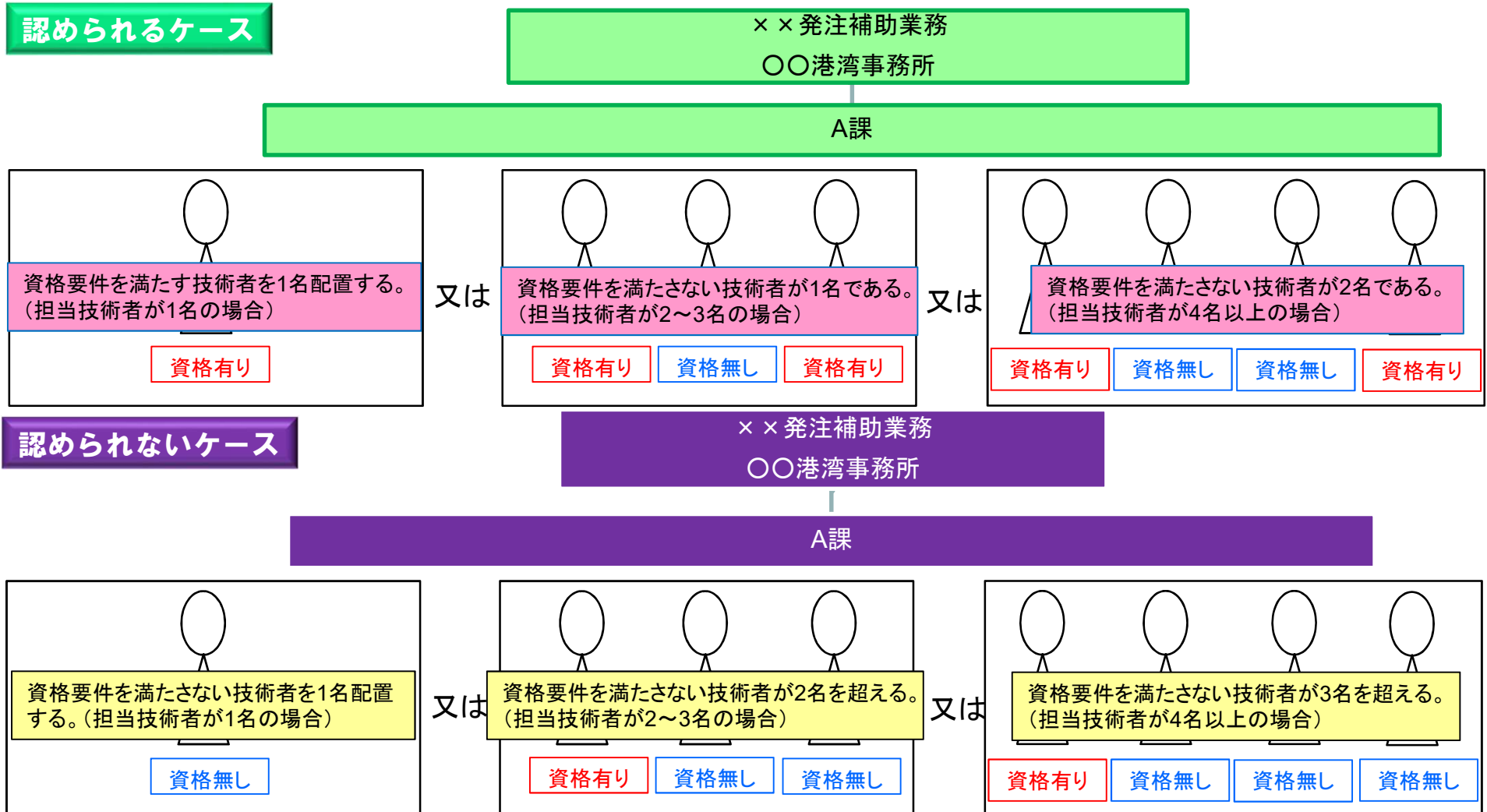
- ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
 - ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
 - ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
 - ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)
 - ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
 - ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ※【工事については、主任技術者として従事したものも認める。複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。】
- ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※【1つの履行場所に担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務)】

令和3年度 発注者支援業務の入札に参加するには③-2 国土交通省

■ 資格要件を満たす必要がない担当技術者を配置する場合のイメージ【対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務】

1つの履行場所において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。



■中立公平性に関する要件

①【事前制限】中立公平性に関する要件(競争参加資格者に関する要件)

- ・本業務(当該発注者支援業務)の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者。
- ・その対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者。



本業務(当該発注者支援業務)の入札に参加できない。

②【事後制限】中立公平性に関する要件(受注者が講ずべき措置)

- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者と資本面・人事面で関係がある者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者。



業務履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加してはならない。

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができる。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

技術提案書に基づく業務の履行

- 競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うこと。
- 民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

業務ボリュームの参考指標

「平成29～令和元年度の工事発注件数」(港湾空港)

業務発注担当部署別の一覧表

		H29	H30	R1
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北海道開発局	札幌開発建設部	6	7	8
	函館開発建設部	13	10	11
	小樽開発建設部	3	4	4
	室蘭開発建設部	15	15	13
	釧路開発建設部	12	14	8
	帯広開発建設部	1	0	0
	網走開発建設部	3	3	1
	留萌開発建設部	2	4	3
	稚内開発建設部	7	9	4
東北地方整備局	本局	30	17	22
	青森港湾事務所	2	2	3
	八戸港湾・空港整備事務所	14	10	12
	釜石港湾事務所	11	12	9
	塩釜港湾・空港整備事務所	6	11	13
	秋田港湾事務所	6	8	3
	酒田港湾事務所	1	5	8
	小名浜港湾事務所	10	12	7
関東地方整備局	本局	16	9	15
	京浜港湾事務所	7	9	8
	鹿島港湾・空港整備事務所	24	22	17
	千葉港湾事務所	6	6	2
	東京空港整備事務所	2	4	4
	東京湾口航路事務所	2	0	1
	東京港湾事務所	1	0	1

		H29	H30	R1
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北陸地方整備局	本局	15	9	19
	新潟港湾・空港整備事務所	17	11	11
	伏木富山港湾事務所	4	1	2
	金沢港湾・空港整備事務所	9	9	12
	敦賀港湾事務所	4	4	5
	中部地方整備局	本局	24	25
清水港湾事務所		15	19	14
名古屋港湾事務所		8	5	7
三河港湾事務所		4	7	8
四日市港湾事務所		4	5	3
近畿地方整備局	本局	30	23	35
	舞鶴港湾事務所	5	0	2
	神戸港湾事務所	6	2	6
	和歌山港湾事務所	5	4	4
	大阪港湾・空港整備事務所	3	3	2
中国地方整備局	本局	12	15	20
	境港湾・空港整備事務所	10	9	9
	宇野港湾事務所	5	4	4
	広島港湾・空港整備事務所	5	9	4
	宇部港湾・空港整備事務所	5	7	5

		H29	H30	R1
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
四国地方整備局	本局	14	12	16
	小松島港湾・空港整備事務所	4	3	2
	高松港湾・空港整備事務所	2	1	2
	松山港湾・空港整備事務所	0	4	3
	高知港湾・空港整備事務所	11	13	13
	九州地方整備局	本局	44	63
下関港湾事務所		6	5	3
北九州港湾・空港整備事務所		8	6	10
博多港湾・空港整備事務所		5	10	8
苅田港湾事務所		4	4	3
別府港湾・空港整備事務所		3	4	3
唐津港湾事務所		2	4	3
長崎港湾・空港整備事務所		2	6	6
熊本港湾・空港整備事務所		5	6	7
宮崎港湾・空港整備事務所		10	7	5
鹿児島港湾・空港整備事務所		12	19	22
志布志港湾事務所		6	5	1
関門航路事務所		4	3	3
沖縄総合事務局	本局	12	19	18
	那覇港湾・空港整備事務所	9	4	9
	平良港湾事務所	10	8	5
	石垣港湾事務所	6	4	2

各地方整備局等	合計	569	574	591
---------	----	-----	-----	-----